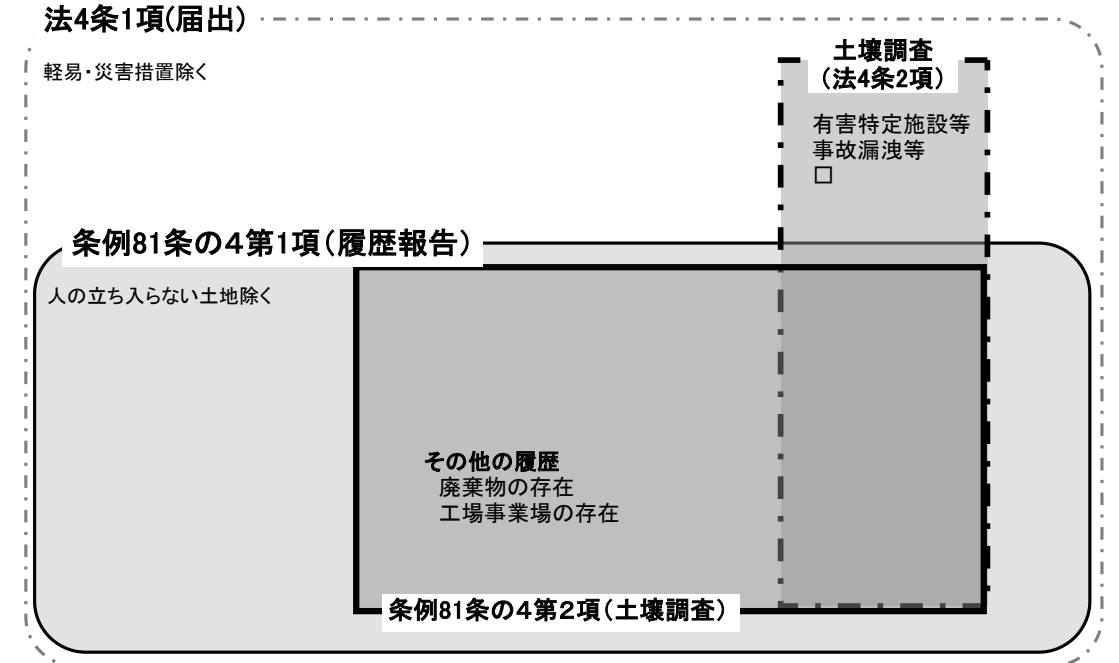


主な課題とその論点

1. 履歴調査	条例 81条の4	法 4条
<p>○調査の契機</p> <p>履歴調査報告</p> <p>敷地が3000㎡以上の形質変更の場合、土地所有者等は土地の利用履歴等について調査し報告</p> <p><除外規定></p> <p>一般の人が立ち入らない工場・事業場として利用される場合</p> <p>【報告事項】</p> <p>①有害物質使用特定施設等の有害物質の使用、処理の状況 ②土地の利用履歴、管理有害物質の使用等の履歴</p> <p>有害物質使用の可能性がある場合</p>	<p>○調査の契機（新規）</p> <p>形質変更届出</p> <p>形質変更部分が一定規模以上（政省令により決定）の場合、形質変更届出を提出</p> <p><除外規定></p> <p>軽易及び規則で定める行為、非常災害のための応急措置の場合</p> <p>【命令要件】</p> <p>公的書類により有害物質使用特定施設の有無</p> <p>都道府県知事が土壤汚染調査の実施を土地所有者等へ命令</p> <p>汚染の可能性が高い場合</p>	

論 点	課 題
法対象となる土地に対する、条例による土地の履歴調査のあり方	<p>改正法の調査契機の追加により、現行条例の履歴調査対象である大半の土地の土地所有者は、改正法による形質変更届出の義務が課せられる。</p> <p>一方、土壤汚染状況調査については、改正法では公的書類記録等で有害物質使用特定施設の使用が明確な土地の場合のみ知事の命令に基づき実施することになる。そのため、土壤汚染調査を行う機会、内容は限定され、他の要因による汚染を把握できないおそれがある。</p>
履歴調査内容・方法の明確化、標準化	<p>現行条例の土地の使用履歴等は、住宅地図、航空写真、関係者ヒアリング等をもとに調査されているが、報告者によって調査範囲や内容に差異が生じている。</p>



2 土地の利用履歴等報告に基づく土壤汚染状況調査の実施状況

(条例施行平成16年4月1日～平成21年3月31日)

履歴の状況		調査件数	基準超過件数
有害物質使用特定施設等の履歴あり	水質汚濁防止法等対象施設	19 (10%)	5 (10%)
	ダイオキシン類対策特別措置法対象施設	12 (6%)	0 (0%)
	条例対象施設	4 (2%)	0 (0%)
	小計	35 (18%)	5 (10%)
その他の履歴あり又は不明	工場・事業場(業種、工程、使用物質等:判明)	86 (44%)	30 (58%)
	工場・事業場(業種、工程、使用物質等:不明)	18 (9%)	11 (21%)
	焼却炉	29 (15%)	0 (0%)
	埋設された廃棄物	11 (6%)	0 (0%)
	過去の調査データ	11 (6%)	5 (10%)
	不明	5 (3%)	1 (2%)
小計	160 (82%)	47 (90%)	
合計		195	52

3 土地の利用履歴等報告の際に参考とする資料

- 水質汚濁防止法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法、府条例に基づく届出書
- 登記簿（閉鎖登記簿）
- 過去の地図・住宅地図 ○過去の航空写真 ○過去の工場名鑑・工場便覧
- 設備の台帳、建築図面 ○事業所、関係者からの聞き取り 等
- 公的書類 ○公的書類以外

2. 自主調査	
条例	法 14条
○規定なし	○区域指定の申請制度(新規) 自主調査により汚染判明した場合、土地所有者は都道府県知事に区域指定を申請可能
論 点	課 題
自主調査に対する大阪府の関与のあり方	調査結果について、事業者から客観的評価を求めるため相談のあった自主調査については、その調査や措置の方法が法に基づく方法に準ずるよう指導している。又、法に準じている場合には報告を受理している。 しかし、自主調査の大半が行政へ報告されていない。
自主調査結果等の情報公開のあり方	法・条例の対象外である自主調査は、行政や周辺住民等の第三者が知る事ができないため、その汚染の状況や対策の状況が不明である。

1 大阪府における土壌汚染状況の調査件数（政令市含む）

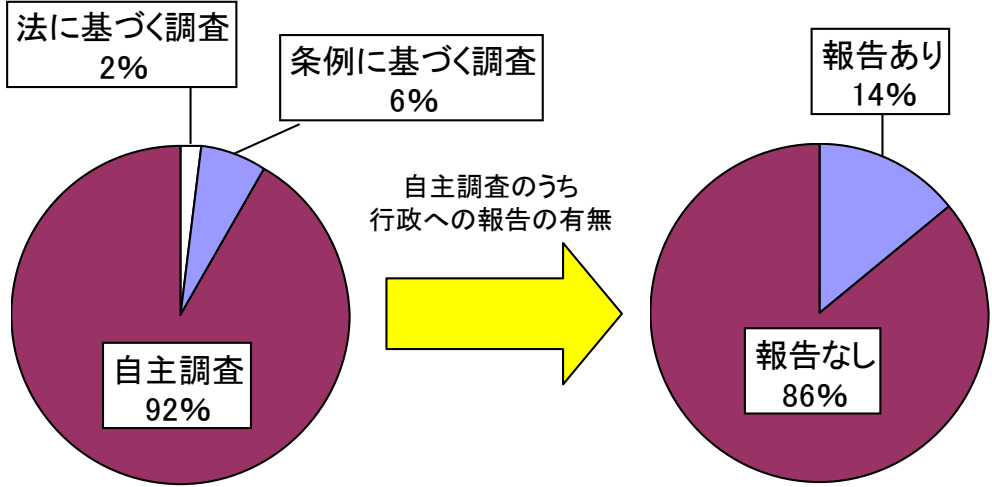
（平成21年3月31日現在）

受理した自主調査 (H15. 2. 15～)	法に基づく調査 (H15. 2. 15～)	条例に基づく調査 (H16. 4. 1～)
503	161	168

2 指定調査機関が実施した土壌汚染状況の調査件数

自主調査	うち、行政へ 報告あり	報告なし	法に基づく 調査	条例に基づく 調査
	807	114		

注) 大阪府指定調査機関410機関のうち、主な22機関にアンケート調査を実施（うち、16機関から回答）



3 土壌汚染に対する措置の状況

	自主調査における措置				指定区域（法） における措置		管理区域（条例） における措置	
	大阪府へ 報告あり*		行政へ 報告なし**					
掘削除去	14	(70%)	52	(61%)	20	(54%)	8	(38%)
原位置浄化	5	(25%)	9	(11%)	6	(16%)	2	(10%)
封じ込め・不溶化	0	(0%)	4	(5%)	0	(0%)	2	(10%)
盛土・舗装・土壌入替	0	(0%)	9	(11%)	7	(19%)	3	(14%)
地下水の水質測定	1	(5%)	10	(12%)	0	(0%)	0	(0%)
立入禁止	0	(0%)	1	(1%)	4	(11%)	6	(29%)
合計	20	(100%)	85	(100%)	37	(100%)	21	(100%)

*大阪府へ報告があったもののうち、法・条例に準じた調査を行ったもの

**指定調査機関16機関からのアンケート結果

3. 区域指定	
条例 81条の8	法 6条、11条
<p>○区域指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定基準を超過した土地を下記のとおり指定 <p>管理区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域台帳の調製、保管、閲覧 <p>【記載事項】 区域概況、汚染状態、措置・形質変更状況等</p> <p>○措置命令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「健康リスクがある場合」 汚染の除去等の措置命令 「健康リスクがない場合」 形質変更時の届出 施行方法に対する計画変更命令 	<p>○区域指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定基準を超過した土地を下記のどちらかの区域に指定 <p>要措置区域（盛土、封じ込め等の対策が必要な区域）【第6条】</p> <p>形質変更時要届出区域（形質変更時に届出が必要な区域）【第11条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域台帳の調製、保管、閲覧 <p>○措置指示等</p> <ul style="list-style-type: none"> 要措置区域 汚染の除去等の措置指示 土地の形質変更禁止 形質変更時要届出区域 形質変更時の届出 施行方法に対する計画変更命令

論 点	課 題
合理的な対策を促進するための区域指定及び情報公開のあり方	<p>管理区域は「汚染された土地」、「危険な土地」という評価が一般的になされるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定を回避・解除するため、掘削除去等の措置が取られる事例が大半を占め、汚染の状況や健康へのリスクの度合いに応じた合理的な対策が行われていない。 その結果、多大な対策費用が生じることになり、土地活用等が進まない。 <p>等の問題が生じている。</p>

1 管理区域台帳

管理区域台帳						
整理番号	管-〇〇-〇	指定年月日	平成〇〇年〇月〇日	所在地	大阪府〇〇市△△町××番□□の一部	
作成・訂正年月日	平成〇〇年〇月〇日、平成〇〇年〇月〇日（決裁日）					
管理区域の概況	事業所用地		管理区域面積	100㎡	汚染の除去等の措置の要否	要・否
報告受理年月日	平成〇〇年〇月〇日	指定調査機関の氏名又は名称	大阪府指定 H〇〇-〇-〇〇〇			
管理区域内の土地の土壌の汚染状態	管理有害物質の種類	適合しない基準項目	備考	管理有害物質の種類	適合しない基準項目	備考
	シス-1,2-ジクロロエチレン	含有量基準・ 溶出量基準	別添参照		含有量基準・溶出量基準	
		含有量基準・溶出量基準			含有量基準・溶出量基準	
		含有量基準・溶出量基準			含有量基準・溶出量基準	
汚染の除去等の措置及び管理区域内の土地の形質変更の実施状況	内 容		汚染土壌の搬出	汚染土壌の処理方法		
	土壌汚染の除去措置		有・ <input checked="" type="checkbox"/>	原位置での浄化による除去措置		
			有・無			
			有・無			
備 考						

2 大阪府HP管理区域情報掲載例

管理区域情報

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の8第1項に基づく管理区域

- 大阪市此花区高見1-1-105, 36-3の一部及び(36-9の一部)
- 大阪市此花区高見1-37-3, 37-4, 37-33, 63-2, 64-2, 64-8, 64-12, 64-13及び重道の一各一軒
- 大阪市淀川区西宮原3丁目57番2, 70番14及び70番15の一各一軒

詳しくは大阪府環境局環境保全部土壌水質担当(直通電話:06-6615-7926)に設置されている管理区域台帳をご覧ください。

- 津守市唐千重丘530番1の一軒
- 松原市天美西4丁目231番4, 330番7の一各一軒
- 松原市天美西3丁目35番5, 35番7, 35番9, 35番10の一各一軒
- 松原市天美北1丁目349番1, 349番5, 349番6の一各一軒
- 松原市天美東3丁目393番1, 393番5の一各一軒
- 門真市三ツ島1895番1, 1896番13, 1896番14及びびえ島585番5の一各一軒
- 松原市上田6丁目240-2の一軒

詳しくは大阪府環境局環境保全部(直通電話:06-6944-9248)に設置されている管理区域台帳をご覧ください。

なお、その他には、大阪府所管及び大阪府内政令市所管において、現在のところ管理区域はありませんが、念のため、各所管自治体にお問い合わせください。

大阪府内政令市: 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市、岸和田市

}

クリック

管理区域情報

大阪府では、大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第81条の8第1項の規定に基づき、次のとおり管理区域を指定しました。

整理番号	指定年月日	管理区域の所在地	管理区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
管-〇〇-〇	平成〇〇年〇月〇日	△△市□□□□□□の一部	100㎡	シス-1, 2-ジクロロエチレン

なお、詳細については、必ず「管理区域台帳」で確認してください。

管理区域台帳閲覧場所

大阪府環境局環境保全部環境管理室環境保全課

住所 大阪市中央区大手前2丁目1番2号 国民会館・住友生命ビル5階

電話 06-6941-0351 内線3867

4. 指定調査機関	
条例 81条の12～21	法 29条～43条
<p>○ 指定調査機関の申請制度</p> <p><指定の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理的基礎に係る基準 ・ 技術的基礎に係る基準 	<p>○ 指定調査機関の申請制度</p> <p><指定の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理的基礎に係る基準 ・ 技術的基礎に係る基準 <p>○ 指定の更新制度（5年毎）【新規】</p> <p>○ 技術管理者の設置及び職務【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合 ・ 調査等に従事する者の監督

論 点	課 題
府独自の指定調査機関指定制度のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定調査機関の指定基準は法と同様である。 ・ ダイオキシン類については府条例独自の調査対象物質であるため、指定後の講習で試料採取方法等を説明している。 ・ 近年、新たな指定は非常に少なくなっている。 ・ 府の指定調査機関の91%が国の指定を受けている。 ・ 改正法では指定調査機関の能力及び信頼性向上を図るための制度が導入された。

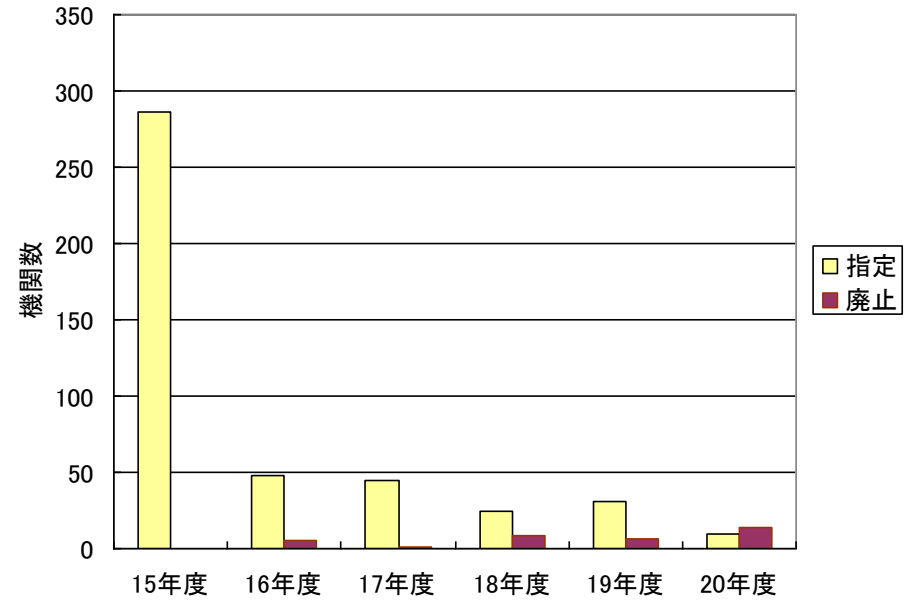
1 指定調査機関の指定基準（法・条例共通）

土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

（規則で定める基準）

- ・ **経理的基礎に係る基準**
 - ① 債務超過となっていないこと。
 - ② 土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。
- ・ **技術的基礎に係る基準**
 - ① 土壌の汚染の状況の調査に関し3年以上の実務経験を有する者
 - ② 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者
 - ③ 土壌の汚染の状況の調査に関し前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

2 大阪府指定調査機関の指定等の状況



3 大阪府と国の指定調査機関重複状況

